

国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程（16 経教規程第43号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																														
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第43号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1（第3条、第5条関係） 代表委員数</p> <table border="1" data-bbox="192 684 969 1145"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>選出する組織及び施設の単位</th> <th>区 分</th> <th>代表委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">府中地区</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター及び遺伝子実験施設</td> <td>教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）</td> <td>5 1</td> </tr> <tr> <td>小金井地区</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	選出する組織及び施設の単位	区 分	代表委員数	府中地区	省略	省略	省略	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター及び遺伝子実験施設	教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）	5 1	小金井地区	省略	省略	省略	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表第1（第3条、第5条関係） 代表委員数</p> <table border="1" data-bbox="1046 684 1823 1145"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>選出する組織及び施設の単位</th> <th>区 分</th> <th>代表委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">府中地区</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター、<u>遺伝子実験施設、女性キャリア支援・開発センター（府中）及びキャリアパス支援センター</u></td> <td>教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）</td> <td>5 1</td> </tr> <tr> <td>小金井地区</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	選出する組織及び施設の単位	区 分	代表委員数	府中地区	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター、 <u>遺伝子実験施設、女性キャリア支援・開発センター（府中）及びキャリアパス支援センター</u>	教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）	5 1	小金井地区	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略	
事業場	選出する組織及び施設の単位	区 分	代表委員数																													
府中地区	省略	省略	省略																													
	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター及び遺伝子実験施設	教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）	5 1																													
小金井地区	省略	省略	省略																													
事業場	選出する組織及び施設の単位	区 分	代表委員数																													
府中地区	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略																													
	共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、大学教育センター、 <u>遺伝子実験施設、女性キャリア支援・開発センター（府中）及びキャリアパス支援センター</u>	教育職員 技術職員（非常勤職員を含む。）	5 1																													
小金井地区	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略																													

	共生科学技術研究院、工学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター	教育職員	6		共生科学技術研究院、工学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、 <u>国際センター</u> 、機器分析センター、総合情報メディアセンター及び女性キャリア支援・開発センター（小金井）	教育職員	6	
		技術職員（非常勤職員を含む。）	2			技術職員（非常勤職員を含む。）	2	
	生物システム応用科学府	全職員（非常勤職員を含む。）	1		生物システム応用科学府	全職員（非常勤職員を含む。）	1	
備考 職員数（非常勤職員を含む。）が概ね35名につき、代表委員を1名選出するものとする。				備考 職員数（非常勤職員を含む。）が概ね35名につき、代表委員を1名選出するものとする。				
別表第2（第5条第3項関係）				別表第2（第5条第3項関係）				
省略				省略（現行どおり）				
産官学連携・知的財産センター長				産官学連携・知的財産センター長				
<u>（新設）</u>				<u>国際センター長</u>				
省略				省略（現行どおり）				
<u>留学生センター長</u>				削除				
総合情報メディアセンター長				総合情報メディアセンター長				
<u>（新設）</u>				<u>女性キャリア支援・開発センター長</u>				
<u>（新設）</u>				<u>キャリアパス支援センター長</u>				
省略				省略（現行どおり）				

附 則（19教規程第34号）

この規程は、平成19年10月22日から施行し、平成19年11月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2中、女性キャリア支援・開発センターについては平成18年9月1日から、キャリアパス支援センターについては平成19年8月1日から適用する。